

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
5月26日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林指定の解除 (森林整備課) 三
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 四
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 四



山口県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年五月二十六日から同年六月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本果実工業株式会社

住 所 山口市仁保下郷一七七一番地
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本果実工業株式会社山口工場
所 在 地 山口市仁保下郷一七七一番地
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法	
		工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間
一〇一イ (二基)	二五、〇〇〇ℓ	平成二九、 六、一六	平成二九、 八、一七	平成二九、 八、一八	断 続	二四時間 変動なし
一〇一イ	四、〇〇〇ℓ	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二、〇〇〇ℓ	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一、五〇〇ℓ	〃	平成二九、 六、一六	平成二九、 六、一六	〃	九時間
〃	五〇〇ℓ	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇一イ (二基)	一五、〇〇〇ℓ	〃	〃	〃	〃	〃
一〇一ニ (八基)	〃	〃	〃	〃	〃	五時間
一〇一ニ	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「一〇一イ」及び「一〇一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水処理施設	鉄筋コンクリート	五、〇〇〇	ろ過・凝集沈殿 生物処理	連続	二四時間	変動なし	(既)		設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
排水処理施設	処理前	七	一、〇五〇	一、三〇〇	三、九九九・一四、九二七・六
	処理後	〃	二二	二五	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	No. 1	No. 2	No. 3	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排出水の一日当たりの量 (m^3)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
	七	八、六	〃	〃	〃	〃	七、二六五・九九、一五〇・七
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇

山口県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

- 二 山陽小野田市大字小野田字高尾二二三一の保安林として指定された目的魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

一 解除に係る保安林の所在場所
長門市日置上字西ヶ浴一〇二六の二四

- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅



(一六五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年五月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称)トヨタカローラ下松望町店
所在地 下松市望町四丁目一四〇の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 トヨタカローラ山口株式会社
住 所 周南市新地二丁目六番一号
代表者の氏名 ト部 治久
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
トヨタカローラ山口株式会社 周南市新地二丁目六番一号 ト部 治久
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年一月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三九八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
三九台

(二) 駐車場の収容台数
六台

(三) 荷さばき施設の面積
四八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
一二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
トヨタカローラ山口株式会社 午前八時 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十九年五月十日



山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中九十二の表を九十四の表とし、六の表から九十一の表までの二表すい並びに五の表の次に次の二表を加える。

6 行政不服審査法(平成26年法律第68号)

根拠条項	事務の内容
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	利害関係人の参加の許可
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	利害関係人に対する参加の要求
第15条第3項	審査請求人の地位を承継した旨の届出の受理
第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可
第21条第2項	処分庁等を経由した審査請求書等の受理
第22条第1項・第2項	誤った教示によりされた審査請求に係る審査請求書の送付及び審査請求人への通知
第22条第3項	誤った教示によりされた再調査の請求に係る再調査の請求書又は再調査の請求録取書の送付及び再調査の請求人への通知
第23条	審査請求書の補正の命令
第25条第4項	緊急の必要があると認めるときの執行停止
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第3項	弁明書の送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書又は意見書の送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日等の指定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	補佐人とともに出頭することに係る許可
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	口頭意見陳述の制限
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	質問の許可
第32条第2項	処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき期間の設定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第33条	物件の提出の要求
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	参考人の陳述又は鑑定の要求
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証の実施
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時等の通知
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審理関係人への質問
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項・第2項	審理関係人からの意見の聴取
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の期日等及び審理手続の終結の予定時期の決定並びに通知
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の提出人からの意見の聴取
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	提出書類等の閲覧の日時等の指定

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第39条	審理手続の併合又は分離
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第3項	審理手続を終結した旨の通知
第51条第2項	裁決の送達
第51条第4項	裁決書の謄本の送付
第53条	証拠書類等の返還
第82条第1項・第2項	不服申立てをすべき行政庁等の教示
第83条第3項	不服申立書の送付
第84条	情報の提供
第85条	処理状況の公表

7 山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則 (平成28年山口県公安委員会規則第4号)

根拠条項	事務の内容
第5条第2項	総代が選任又は解任された旨の通知
第6条第1項	参加の許可をした旨又はしない旨の通知
第6条第3項	新たに参加人となった旨又は参加を取り下げた旨の通知
第8条	執行停止をした旨又はしない旨の通知
第9条	執行停止を取り消した旨の通知
第10条第1項	審査請求の取下げがあった旨の通知
第10条第2項 〔準用〕 第7条第4項	証拠書類等及び物件の返還
第12条	反論書又は意見書を提出すべき期間の通知
第13条第2項 〔準用〕 第9条第3項 第21条第3項 第22条	口頭意見陳述録取書の作成
第14条	補佐人とともに出頭することに係る許可をした旨又はしない旨の通知
第15条	証拠書類等を提出すべき期間の通知

第16条第1項 〔準用〕 第9条第3項 第20条第4項 第21条第3項	物件の提出を求める旨又は求めない旨の通知
第17条第1項	提出物目録の作成
第17条第2項	提出物目録の写しの交付
第17条第3項	証拠書類等又は物件の返還
第18条	証拠書類等又は物件の提出を受けた旨の通知
第19条第1項	参考人の陳述若しくは鑑定を求める旨又は求めない旨の通知
第20条第1項	検証をする旨又はしない旨の通知
第20条第3項	検証調書の作成
第21条第1項	質問をする旨又はしない旨の通知
第21条第2項	質問の期日等の通知
第22条第1項	意見の聴取の期日等の通知
第24条	審理手続の併合又は分離の通知
第26条	公示の方法による送達をした旨の通知

規 則

この規程は、平成二十九年五月二十六日から施行する。